

ご存じですか？

賃貸用の共同住宅等の新築で

1戸あたり10万ポイント×総戸数

のポイントが受け取れます！

(ポイントは追加工事交換にのみ利用できます。)

ポイント発行の申請期限

窓口申請・郵送申請 ▶ (遅くとも) 令和3年11月30日

オンライン申請 ▶ (遅くとも) 令和3年12月15日*

*追加工事交換を伴う完了前申請を除く

Q **どんな人や家が対象なの？**

A ・賃貸住宅専用の共同住宅等を建築した方

- ・すべての住戸がトップランナー基準で床面積40㎡以上の住宅
- ・令和2年12月15日～令和3年10月31日に工事請負契約を締結した住宅

グリーン住宅ポイントとは？

グリーン社会の実現および地域における民需主導の好循環の実現等に資する住宅投資の喚起を通じて、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ経済の回復を図るため、一定の性能を有する住宅を取得する者等に対して、「新たな日常」及び「防災」に対応した追加工事や様々な商品と交換できるポイントを発行する制度です。

詳しい制度内容や申請方法等は、事務局ホームページをご確認ください。

URL

<https://greenpt.mlit.go.jp>

グリーン住宅ポイント

検索

スマートフォン
の方は
こちらから



Q どのくらいのポイントがもらえるの？

A 1戸あたり10万ポイント×総戸数のポイントが発行されます！

例えば、総戸数6戸の賃貸用の共同住宅等の新築を行った場合、
10万ポイント×6戸で、60万ポイントが発行されます。

$$10\text{万ポイント} \times \begin{array}{c} \text{6戸} \\ \text{田} \end{array} = \underline{60\text{万ポイント}}$$

Q ポイントは何に使えるの？

A 賃貸住宅の入居者向けに「新たな日常」(テレワークや感染症予防)及び「防災」に対応した追加工事にポイントを交換できます！
(商品への交換に利用することはできません。)

追加工事交換とは

発行されたポイントを、ポイント発行対象である工事や住宅の販売を行う事業者が行う追加(グレードアップを含む)工事の代金(消費税含む)の一部または全部に充当することをいいます。
(1ポイント=1円相当、1,000ポイント単位)

追加工事の対象となる工事			
「新たな日常」に対応した追加工事			防災に対応した追加工事
●ワークスペース設置工事	●空気環境向上工事	●家事負担軽減に資する工事	●停電・断水対策
●音環境向上工事	●菌・ウイルス拡散防止工事		●地震対策 (躯体に関する耐震対策を除く)
			●水害・台風対策

Q 対象期間はいつまでなの？

A	対象期間	工事請負契約	令和2年12月15日～令和3年10月31日
	手続期間	ポイント発行申請	令和3年3月29日～令和3年12月15日*
		完了報告	ポイント発行～令和4年2月15日

申請タイプはいずれか選択！

- 対象住宅の引渡し後、書類をそろえてポイント発行申請(完了後ポイント発行申請を選択)
- 引渡し前でも契約以降、申請できます(完了前ポイント発行申請を選択)
ただし、その場合、追加工事を含めたすべての工事を完了し、引渡し後、期日までに完了報告の提出が必要

* 窓口申請・郵送申請の場合、追加工事交換を伴う完了前申請の場合は令和3年11月30日